
○きっぱり、しっかり 新聞購読契約

訪問販売による新聞購読契約に関するトラブルが絶ちません。アイネスにも、多くの相談が寄せられています。

例えば・・・

（ケース1）新聞販売員が「ご挨拶」とやって来て、洗剤6個を勝手に家の中に置き、強引に申込書に名前を書くように言われた。断ると、今度は泣き落としで頼み込まれ、しかたなく契約をした。解約したい。

（ケース2）突然、新聞が配達され始めたので、販売店に問い合わせると「今月から6か月間の購読契約となっている」と説明された。販売店が保有する契約書を確認させようと、自分の署名があり、1年前に訪問販売員に勧誘され契約したことを思い出した。解約できるだろうか。

訪問販売で新聞購読を契約した場合には、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ（無条件解約）できます。しかしながら、8日を過ぎると購読契約期間内は、一方的に解約することはできません。どうしても解約したい場合は、販売店との話し合いとなりますが、解約料や契約時に受け取った景品相当額の返金を求められることもあります。

【アドバイス】

- ①景品の提供に惑わされず、冷静に判断し、必要がなければキッパリ断りましょう！
- ②契約書の内容（購読期間など）は必ず確認し、契約期間終了まで保管しましょう！
- ③長期間の契約や数年先の契約などはトラブルの元です。契約する際は慎重に！

【消費者庁の情報】

- 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起

<http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html>

- 「食品と放射能」の問題に関する消費者庁の取組について

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/110808_1.pdf

【国民生活センター情報】

- 「国民生活センター」から「お知らせパンフレット」が郵送されてきたら、それはニセモノです！

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110812_1.html

- 子どもが使用することのあるアクセサリーに関する調査結果－カドミウム、鉛の溶出について

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110810_1.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp
